

えいおうきんぐ

発行》山形市農業振興協議会
〈問い合わせ先〉
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

令和3年度山形市認定農業者 経営改善計画支援事業要望受付開始

1 事業の概要

認定農業者が農業経営改善計画に即して、安定的かつ効率的な農業経営を行うため、農業用機械・ハウス等の導入及びオーバーホールに要する経費について、支援をするものです。

2 対象者、対象内容・条件、補助率等

	整備事業（機械やハウス等の導入）	オーバーホール事業
対象者	山形市内に住所を有する 満75歳以下の認定農業者（71歳以上の方は農業後継者がいることが必須） 又は認定農業者で組織する団体（構成員に満70歳以下の方を含むこと）	山形市内に住所を有する認定農業者又は認定農業者で組織する団体
対象内容※	機械・ハウス等の導入（乾燥機や格納庫等、一部対象外のものがありますのでご注意ください） 中古の場合、法定耐用年数（7年）を超過していないこと。 ※ <u>田植機・コンバインについては、「農業機械導入支援事業」（裏面）の対象になります。</u>	法定耐用年数（7年）を超過したコンバイン※及びスピードプレーヤーのオーバーホール （※コンバインについては、経営規模が10ha以上の場合、法定耐用年数（7年）未満であっても対象とする。）
対象内容の条件	事業費が50万円以上のもの	事業費が10万円以上のもの
補助率等	事業費の30%以内（補助金の上限100万円） ※但し、トラクターを導入される方で、農産物の販売額が1,000万円以上の個人、3,000万円以上の法人に限り上限150万円	事業費の30%以内（補助金の上限15万円）

3 要望について

別紙要望調書に必要事項を記入し、**令和2年10月2日（金）**までに提出してください。整備事業については**※見積書を必ず添付**してください。

※見積書：単純に定価の金額で作成するのではなく、機械・ハウス等の実際の導入計画に即した金額で作成していただくようお願いいたします。

4 その他

来年度の支援事業の内容について、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、今回の要望を提出した方で、その後要望を取り下げた場合、**次年度以降の要望を受け付けなくなる可能性があります**ので、確実な計画でご要望ください。

山形市農業機械導入支援事業 要望調査について

1 事業の目的

認定農業者・集落営農、法人の皆様には『担い手』として地域の営農を守っていただきたいと考えておりますが、一方では、機械がないと「営農を続けられない」「規模を拡大できない」といった声も聞かれます。

そのため、そうした声に応えるべく、認定農業者・法人の皆様には、田植機・コンバイン等の購入に対して支援を行うものです。

2 事業の概要

	要件など
対象者	この市に住所を有し、主食用水稲の生産を行っている認定農業者・認定農業者で組織する団体・農業法人で、対象作物を作付け、又は作付面積を拡大しようとしているもの。 事業実施年度において、認定農業者は <u>満75歳以下</u> の方(但し、71歳以上75歳以下の方は後継者のいる方)、認定農業者で組織する団体(満70才未満の方を含む)が対象となります。
対象物件 ※	主食用水稲の栽培に用いる以下の農業機械で、事業費の総合計額が50万円以上のもの。 (1)田植機 (2)コンバイン (汎用型または自脱型) (3)田植機、コンバインと一体となって使用する各種アタッチメント (箱施用剤散布機、同時施肥機、除草剤散布機、直播機など)
補助率 及び 上限額	補助金の額は、補助対象物件の購入に要する事業費の総合計額の10分の3以内の額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、 <u>2年後の作付計画面積</u> に応じて、上限額を定める。 ・作付計画面積が5ha未満の場合、上限額は100万円 ・作付計画面積が5ha以上10ha未満の場合、上限額は150万円 ・作付計画面積が10ha以上の場合、上限額は375万円(法人は500万円)

※ ご注意ください。

対象物件の欄に掲げる農業機械が中古品である場合は、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもので、残年数が3年以上あること。

◎令和3年度に助成を希望する方は、今回要望調査で要望ください。

なお、この補助金は、単に機械の購入を進めるものではありません。

この補助金を活用して機械を整備し、経営規模を拡大して経営の安定を図るとともに、複合経営の方は、水田営農を現在の規模以上で続けてくださいますようお願いいたします。

要望調査の提出期限は 10月2日(金)です。期日まで忘れず提出してください。

(担当) 山形市農林部農政課営農改善係 ☎ 641-1212 内線433

令和3年度山形市認定農業者経営改善計画支援事業要望調書

郵便番号	〒			—
住所				
フリガナ 氏名			年齢	歳
自宅電話			携帯電話	
消費税の扱い	税込み		税抜き	

◇ 事業実施年度において71歳以上75歳以下の方は農業後継者がいることが必須です。

農業後継者の氏名		後継者の年齢	歳	続柄（申請者から見て）	
----------	--	--------	---	-------------	--

1 整備事業

	機械・ハウス等の名称及び能力・規模等※馬力・能力、〇棟〇㎡等	新規・更新	新品・中古等の区分	整備予定時期
例	フォークリフト2.0t	新規・更新	新品・実演機・中古	令和3年5月
1		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
2		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
事業費（消費税込額）		(円)		

※見積書の金額は、税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。

※実演機・中古の場合、令和3年度において法定耐用年数（7年）に達していないものに限り
ます。

2 オーバーホール事業（コンバイン・スピードスプレー）

	機械	事業費		取得年月	実施予定時期	備考 (コンバインのみ)
例 1 台	コンバイン	税込	540,000(円)	昭和 平成 令和 19年 9月	令和3年9月	稲刈前・稲刈後
1 台		税込	(円)	昭和 平成 令和 年 月	令和 年 月	稲刈前・稲刈後

※オーバーホール事業は見積書の添付は不要です。

提出期限 令和2年10月2日（金）

（提出先）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 農林部農政課 就農・経営支援係 あて

令和3年度山形市農業機械導入支援事業要望調書

郵便番号	〒			—
住所				
フリガナ 氏名			年齢	歳
自宅電話	-	-	携帯電話	-

※上記農業者の年齢が71歳以上75歳以下の場合

農業後継者 の氏名		農業後継者 の年齢		続柄	
--------------	--	--------------	--	----	--

団体の場合

団体名				
代表者住所				
氏名				
構成員名・年齢 住所				
構成員名・年齢 住所				
構成員名・年齢 住所				

1 田植機・コンバインの購入

	機械の名称及び能力・規模等 ※馬力・〇条刈り	新規・更新	新品・中古等の区分	整備予定時期
例	田植機 5条植	新規・更新	新品・実演機・中古	令和3年 5月
1		新規・更新	新品・実演機・中古	令和3年 月
2		新規・更新	新品・実演機・中古	令和3年 月
事業費（消費税込額）		（円）		

※見積書を添付してください。

※見積書の金額は、税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。

※実演機・中古の場合、令和3年度において法定耐用年数（7年）まで3年以上残っているものに限りません。

提出期日 令和2年10月2日（金）必着でお願いします。

（提出先）〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 農林部農政課営農改善係あて

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業の6次産業化に向けた新たな取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- ・自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

2. 事業対象者

市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率

(1) ビジネスチャレンジ支援事業 3分の2

(2) 販路拡大支援事業 2分の1

ただし、25万円を限度とし、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和2年9月1日(火)～令和2年10月2日(金)

【公募終了後のスケジュール】

11月に外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。○ビジネスチャレンジ支援事業については、①実現性、②創意工夫性、③女性の参画(女性の視点が活かされている)などを、○販路拡大支援事業については、①実現性②ターゲット③今後の展望などをポイントとして補助金交付対象事業者を決定します。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212(内線431)